

公職選挙法8条への系譜と問題点

—青ヶ島の事例をきっかけとして—

榎澤 幸広

目次

はじめに

1. 公職選挙法8条と公職選挙法施行令
2. 公職選挙法8条制定時の意図
3. 公職選挙法8条へ至る系譜
4. 戦前の伊豆諸島の島嶼制度と選挙権

終わりに

はじめに

まず子どもたちの三つの作文を紹介することから始めたい。

① 政治をするえらい人たちはみんなにかわって新しい憲法をつくってくれた。それには戦争はしない国民は自由、平等、国の主人公だと書いてあるとおそわった。けど、それはうそだと思う。つくった人が守っていないのだ。平等ってのはみんなが同じ権利を持っていることだ。この島の人だって日本人なのに内地の人のように国や都の代表者をえらぶ権利がない。これはだれがなんといったって不平等だ。だから、守っていないんだ。いくら不便なところでも国民は国民だ。なんとかしてくれないだろうか。口ばかりの民主主義はほしくない。ぼくは、くやしい。かなしい。(中学三年 菊池正孝)¹⁾

② この島の人たちには選挙権がありません。えらい人たちは口先きばかりで、実際にやっていないのです。便利なところでも、不便なところでも、住んでいるのは日本人なのです。島の人は、禁治産者でも、罪人でもありません。島には悪い人はいません。うそではありません。ぼくたちは、この島のように平和な日本にしたいのです。日本の民主主義は、砂の上を立てた家と同じです。ぼくたちは早く一人前の日本人になりたいのです。(中学三年 佐々木富司)²⁾

③ 島にも納税の義務がある。ぼくたちが買っているものにも税金がかかっている。どんな生活をしているか知らなくせに、こんな貧乏な島からでも税金をとっている。定期船もきめられた日に来ることはめったにない。おれたちの教科書は、小学校の一年の時から、そろったことはないんだ。すくない人数だし、遠

1) 高津勉『青ガ島教室＝くろしおの子と五年間＝』(法政大学出版社・1955), 115-117頁。

2) 注1の文献, 117頁。

くはなれているからとって、まま子あつかいにしなくたっていいじゃないか。やれ、戦争だ、軍隊をつくるんだとか、うるさいことをいうひまに、この島を、もうすこしめんどろみてくれないかなあ。

なんとかいう法律には、青ガ島には、当分の間、選挙権を与えないと書いてあるそうだ。なんでそんなことをきめたんだろう。憲法には、罪人や気狂いでなければ、だれでも選挙権はもっているんだ。おれたちは、だまっていけない。これでなにが民主主義なんだ。こんな、お面をかぶった民主主義なんかはないほうがいい。「人間は生まれながらにして平等」だと、社会科の教科書に書いてある。だれでも生まれた時は、はだかだったのに、こんな不便なところに生まれたために、人間としてあつかわれたいなんて全く情ない。えらい人がこの島にきて、一年、いや半年おられたらたいしたもんだ。船は来ない、ランプ、医者はいない、米や煙草もすくない、かんも（さつま）といも（里芋）としゅうで（塩から）だけだ。でも、おれたちは、生まれたところだから、すこしでもよくしようと、がまんしているんだ。こんど、NHKから、ラジオをただでもらった。うれしくてたまらない。いろんなことがわかるんだもの。NHKの人たちでさえ、かわいそうだと思ってくれたのだ。国の代表者が、おれたちに、国民の権利をもたせることができないことはないと思う。米だって一つぶ一つぶ集まって一俵になるんだ。人間だって同じだ。みんなが、同じ権利と義務をもって、はじめて民主主義の国といえるんだ。（中

三 広江平³⁾

これらの三つの作文は、昭和20年代当時中学生であった青ヶ島子どもたちによって書かれたものである。

青ヶ島は、2010年1月1日現在、人口174人（110世帯）の自治体である⁴⁾。伊豆諸島⁵⁾の中の有人島の一つで、最南端に位置する周囲9kmの島である。管轄は東京都である。位置は、東京から358.4km、伊豆諸島の中で最も近い島である八丈島から71.4kmのところにある。交通手段は、八丈島から船かヘリコプター⁶⁾のどちらかであり、船の欠航率は高い⁷⁾。島は、内

- 3) 高津勉編著『くろしおの子』（新日本教育会・1955）、196-198頁。
- 4) 「青ヶ島村政要覧概要編（平成22年1月1日現在）」青ヶ島村役場のホームページ〈<http://www.vill.aogashima.tokyo.jp/pdffiles/outlineH2201.pdf>〉（2010年11月22日現在）
- 5) “伊豆七島”という名称が従来定着していた感があるが、本稿では“伊豆諸島”を使用する。というのも、前者の定義では、長い間有人島である式根島・青ヶ島・八丈小島（八丈小島は現在無人島）等が除外されているからである。
- 6) 1989年11月7日付読売新聞夕刊14面「日本最小の村のデッキカ夢 青ヶ島にヘリ定期便を 連絡船頼り発展ない 村長が陳情」によると、この時期はまだヘリ定期便はなく、八丈島との週三便の村営連絡船と、週1回の貨物船だけが島民の交通手段であった。
- 7) 注4にあげた「村政要覧」内の「愛らんどシャトル（ヘリコプター）運航実績（2003年～2007年）」によれば、1993年8月25日から定期運航を開始しているヘリコプター（機種名はシコルスキー S-76C+。八丈島から20分）の運航率（毎朝一便、時に臨時便あり）は2003年の83%（324便運行62便欠航）が一番悪く、それ以外は90%前後である。また、

輪山丸山と外輪山から成る標高223mの二重式火山が有名で、今も活動している。この地熱を利用したサウナは島民や観光客に大人気であるし、やはり地熱を利用し海水から塩を採るひんぎゃの塩も有名である（ひんぎゃは青ヶ島の言葉で火山の蒸気が吹き出ている場所の意）。中学卒業と同時に島を出て行く人間も後を絶たなかったが⁸⁾、近年は島の未来のためにUターンで戻ってくる者もあり、島の産業に一役かっている。

話は昭和20年代の中学生の作文に戻るが、彼らは何を言っているのか。“口ばかりの民主主義”、“日本の民主主義は砂の上に立てた家と同じ”、“お面をかぶった民主主義”と言葉こそは違えど、当時の日本政府が唱える民主主義を批判しているという点は変わらない。簡単に整理するならば、青ヶ島では、公職選挙法施行令147条の存在によって、1950年5月1日から1956年7月8日参院選まで約6年間にわたっ

同資料内の「連絡船運航実績（2002年～2006年）」によれば、船（船名は還住丸。総トン数119トン、全長34.2m。八丈島から2時間半）は年間138～161便である。年間毎朝一便の予定であるから半分以下が欠航ということになる。

青ヶ島の交通の歴史について記す文献として、小林玄一「第1章 交通」青ヶ島村教育委員会編『青ヶ島の生活と文化』（青ヶ島村役場・1984）、315-328頁。また、同文献には、笹本直衛「第2章 通信」、329-341頁も掲載されている。

私が調査で訪問した2010年8月11日～14日（現地入は10日の予定）は、定期船は14日以外すべて欠航であった。ヘリコプターも一度欠航しているが、夕方臨時便が出ていた。

8) 青ヶ島は中学校までしかないため、高校は一番近くても隣島の八丈島まで行かなければならない。

て、国政選挙及び都の選挙が行われなかったのである。それに対する思いを彼らは作文を通して訴えているのである。彼らの思いを打ち消すかのような法的根拠は、まず法律レベルにおいて、公職選挙法8条に以下のように規定された。

交通至難の島その他の地において、この法律の規定を適用し難い事項については、政令で特別の定をすることができる

そして、この法条文を受けて、青ヶ島の有権者に対する選挙権行使停止が具体的に示されたのは以下の公職選挙法施行令147条による（この政令規定は、1956年6月6日改正まで存在）。

東京都八丈支庁管内の青ヶ島村においては、衆議院議員、参議院議員、東京都の議会の議員若しくは長又は教育委員会の委員の選挙は、当分の間、行なわない

すなわち、青ヶ島は交通至難の島であるから、村内の選挙を除いて、国政選挙と都の選挙を当分行わないというのである。無論、この規定は言うまでもなく憲法違反である。子どもたちが指摘していたように住んでいる場所を理由として選挙権行使に制限を設けているから、憲法44条違反である。

現在この政令規定は存在しないとはいえ、この条文を見た私は、有権者である路上生活者が現在もなお投票を通じて国政選挙権を行使できない事例を思い浮かべた（公職選挙法9条1項・21条1項⁹⁾）。2005年の最高裁判決が示したよ

9) 榎澤幸広「14章 住所がないと投票に行けない？」石崎学等編『リアル憲法学』（法律文

うに、選挙権というものは行使されて初めて威力を発揮するものであって、持っているだけでは意味がないものである¹⁰⁾。まさに青ヶ島の島民も選挙権を有しているにもかかわらずそれを行使できないという状況が、1956年まで存在していたのである。

青ヶ島で1950年代、約十年間小中学校の教員をしていた高津勉氏の著書には、先に示した子どもたちの思いが示されている他、当時の大人たちの行動も書かれている。少し長いが、引用してみよう¹¹⁾。

青ガ島は日本で、ただ一つ選挙権を行使できない島である。……全く驚くべきことだ。ヘリコプターや無電も使える時代だし、船員のように事前投票の手段だってある。こんなことは政府の熱意さえあれば、簡単に解決できることだ。

しかし、島民はもうなれっ子になっているので、選挙について、それほど関心があるわけではない。国の政治などより、木炭や牛がいくらに売れるか、配給をとるのにどうしたらいいか、という方が最大の関心事のようである。

村の選挙となると、話はまた別である。村議会、村長、教育委員会、農業委員会などの選挙は法規通りおこなわれている。その選挙運動の熾烈なこと、全島みな親族、姻

族なのにかかわらず、互いに欠点をつかんで罵倒しあう。なんとかして、みんなを払いのけてものしあがろうという、利己的、派閥的な意識が強い。別にビラをはったり、演説したりするのではないから、表面は実に平穏だ。だが、夜ともなれば島酒の供応によって運動が展開される。二、三年前、自分の妻君からも親からも投票されず、わずか自分の一票で落選した村議候補もあったという笑えない事実がある。選挙直後、家内騒動が起るのが普通で、なかには別居するなんて悲劇まで起る。それは有権者も少く、開票者は、誰れがどんな字を書くか知っているし、候補者は、誰れと誰れが票をいれたか調べるので、秘密投票どころではない。

村内の状況は高津氏の記録からしか理解することができないが確かに、村民は国政に無関心だったかもしれない（あるいは、無関心にならざるをえなかったかもしれない）。参議院選挙が初めてこの島で行われるようになった1956年までの村議会議事録を見ても、国政選挙に関わる言葉すらほとんど出てこない。私の調べた限り、唯一、1956年6月5日議事録にて、参議院議員選挙が迫っているから委員欠如では支障をきたすとする「青ヶ島村選挙管理委員会再選任の件」があっただけである。これは高津氏の実体験を裏付ける根拠になるかもしれない。

とにかくこのような制限をされた島民たちの気持ちはいかばかりであったか。権力者に対する不信感とどうしようもないあきらめの境地……それを更に後押しするような以下の発言¹²⁾。

化社・2009)、143-151頁。先駆的業績は、笹沼弘志の論文が多くあるが例えば、「市民権と住所(1-3・完)」月刊司法書士405~407号(2005)、35-37頁(405号)、50-52頁(406号)、58-62頁(407号)。

10) 最大判2005年9月14日民集59巻7号2087頁。

11) 注1の文献、117-118頁。

12) 菅田正昭「伊豆七島と伊豆諸島」『でいらほん通信』〈<http://www.yoyo.ecnet.jp/SUGATA/>

……この言語道断の、憲法違反の、差別的規定の存在に気が付いた国地(クニ)の新聞記者が、昭和28年ごろ、当時の東京2区選出の衆議院議員と、伊豆七島選出の都議会議員へ「伊豆七島の青ヶ島では……」と電話をしたところ、「自分の選挙区の伊豆七島に青ヶ島というのはない」と一蹴されてしまったという、ちょっと信じられないような実話がある。

ここまで話を聞いて、人によっては、「もう既に過去のことでしょう」とか「確かに問題ある規定であったかもしれないけど、今は青ヶ島在住の有権者たちも国政選挙や都の選挙に参加できているからいいじゃないですか」という意見を持つ人もいるかもしれない。

私自身はこのような過去に目をつぶる現実迎合主義的な考え方を好まないが、それよりも考えなければならないのは、公職選挙法施行令147条の基になった公職選挙法8条は公職選挙法施行以来、全く改正されずに現在も残っていることである。公職選挙法自体が何度も繰り返し改正されてきているにもかかわらずである。何を言いたいかと言うと、権力者が何らかの適当な理由をつけて本音は好まない選挙区・反国家的な考え方をもつ有権者が多い選挙区に対して、当該規定を用いて政令で選挙権行使を停止させることも経験上可能であるということである。

このような問題点が生じた理由は、われわれ法研究者の態度にもあると考えられる。日本国憲法と公職選挙法との関係を論ずる著作は数多くみかける。しかし、この条文に対して検討する論稿どころか公職選挙法を解説する著書を見

ても、頁を割くものは私の知る限り皆無に近いし、逐条解説でもほとんど解説されていない。ましてや、違憲の可能性を検討するものなど見た覚えがない。

これに対して、島民の思いとのギャップははなはだしいほど乖離している。青ヶ島の小中学校の社会科副読本である『わたしたちの青ヶ島(改訂版)』の「5 島のくらしのうつりかわり 第八章 戦後の様子 (1) 昭和時代」では、1953年4月10日付毎日新聞の記事「私たちの島にも選挙権を一青ヶ島(伊豆七島)村長が上京して訴え」、そして「また昭和31年に超短波無線電話が開通し、八丈島や東京と通話が出来ようになった。それにより島内で初めての参議院選挙が行われた。」と記載されている¹³⁾¹⁴⁾。小中学生の副読本にすら書かれていること、そして改訂版以前の副読本でも類似の記載があることから、現在でも、この選挙権行使の機会を奪われた歴史がこの島の歴史を考

13) 青ヶ島村立青ヶ島小学校・青ヶ島村立青ヶ島中学校・社会科副読本改訂委員会編『わたしたちの青ヶ島(改訂版)』(東京都青ヶ島村教育委員会・2009)、103-104頁。

14) 青ヶ島の超短波無線開通に関する当時の状況を示す文献として例えば、斎藤八郎「青ヶ島工事手記」電信電話8巻8号(1956)、26-29頁、高津勉「夢じゃなかんのうわ(ない)」電信電話8巻8号(1956)、29-30頁。この号の39-42頁には、「孤島を呼ぶ声—青が島無線電話開通工事」というタイトルで、当時の写真が多数掲載されている。その他、日本電信電話公社関東電気通信局編『関東電信電話百年史中』(電気通信協会・1968)、118-122頁もある。この文献の上巻には、779-781頁以外に、「青ヶ島に無線電話開通」というタイトルで、652-653頁に、建設資材運搬や機械工事などの貴重な写真が掲載されている。

る上で重要な位置づけとされていることがわかる。

なぜこのような事態が生じたのか？ 上述したように、このケースを訴えている者とそれ以外の者たちの温度差である。戦後、青ヶ島の村長に選ばれる者はこの選挙権行使を可能にすることこそが使命であると考え、本土に請願陳情を繰り返し行ってきた。それが可能になった後も港湾整備、街灯の設置、交通手段の確保増強などを訴え続けている。中央に住んでいる人間にはあたりまえの基本的権利どころかその諸権利を持つ権利すら確保されてこなかったのである。

また、この点についての論文自体がごく少ないが、著作を残している者は、先述した高津勉氏は教員として、そして菅田正昭氏は公務員として、青ヶ島で生活した経験のある者ばかりである。これに対して、私も含め日本に在住する人間はほとんど青ヶ島での出来事に無関心であったに等しい。政治家と国民の無関心さが全く同じ内容・レベルのものと考えられるわけではないが、尖閣諸島や北方領土など国境線沿いの問題にはかなり高い関心を示す者が多いのに対し、国境線からかなり離れた地域であるこの島に対しては何も考えてこなかったという図式は必ずしも間違っていないと思われる(例えば、沖縄よりも内側にある奄美やトカラの存在)。少なくとも私はそうであった。

長い序論であったが当時の青ヶ島の実情を多角的に理解してもらい、本稿の検討につなげるには致し方なかったと考える。このような事実レベルの存在を踏まえた上で、本稿は公職選挙法8条の意味、そして制定の背景を明らかにしていきたいと考える。

1. 公職選挙法8条と公職選挙法施行令

(1) 概説書による公職選挙法8条の解説

公職選挙法8条の規定を今一度確認してみよう。

交通至難の島その他の地において、この法律の規定を適用し難い事項については、政令で特別の定をすることができる。

この点、安田充・荒川敦編『逐条解説公職選挙法』によれば、当該条文は、「交通至難の島その他の地において、本法の規定を適用することが困難であるような特殊な事情が存在する場合には、政令で特例を設けうることを定めた規定である」¹⁵⁾と解説する。

しかし、このような解説だけでは単なる条文の焼き直しの解説にすぎない。従って本著は、その解説を補うものとして、この8条を下に設けられた政令を紹介する¹⁶⁾。

(2) 公職選挙法施行令の関連規定

現在この8条を受けて、146条が存在する(括弧内は筆者)。

146条1項

東京都八丈支庁管内青ヶ島村においては、法第119条第1項の規定(同時選挙)により二以上の東京都の選挙を同時に行う場合又は同条第2項の規定(都道府県の選挙管理委員会が同時選挙を行わせる権限)により東京都の選挙と同時に同村の選挙を行う場合

15) 安田充・荒川敦編『逐条解説公職選挙法(上)』(ぎょうせい・2009), 69頁。

16) 注15の文献, 70-71頁。

における東京都の当該選挙の投票用紙は、第97条の規定（同時選挙を行う場合、選挙管理委員会は各選挙毎に別個に投票用紙を調整）にかかわらず、東京都選挙管理委員会の定めるところにより、青ヶ島村選挙管理委員会が調製することができる。

同条2項

東京都八丈支庁管内青ヶ島村及び小笠原支庁管内小笠原村並びに沖縄県島尻郡南大東村、同郡北大東村、宮古郡多良間村及び八重山郡与那国町においては、開票管理者は、第74条の規定（開票録の送付）にかかわらず、開票録の写を法第66条第3項の規定（投票結果点検後すぐに選挙長に結果報告）による報告と別に送付することができる。

このように現在の146条は、離島ならではの選挙方法や報告の仕方を規定しているといえる。実際過去において、この部分は何度となく改正されてきたが、内容的には選挙方法や報告方法についてであり、その点はば一貫性を持っていたといえる。

従って、この施行令の歴史において、青ヶ島の有権者の選挙権行使を停止する規定が異質な存在といえるのである。

(3) 検討すべき課題

以上のことから、検討すべき二つの点が明らかにされた。一つは、公職選挙法8条の制定意図が概説書からは不明であることである。第二に、公職選挙法施行令の歴史においても、1956年に改正されるまで存在した147条は異質な存在であったことが理解できる。

2. 公職選挙法8条制定時の意図

ここでは、公職選挙法制定時の意図に立ち戻ってみようとする。この規定の意味を議論している資料として、1948～1949年の衆議院・参議院の議事録がある。これらの議事録から、8条の意味するところを検討してみよう。

(1) 「交通至難の島嶼その他の地」とは？

8条の「交通至難の島嶼その他の地」の部分は、「交通至難の島嶼」と「交通至難のその他の地」という二つの場所を指している。

その意図する所を分けて検討する必要があるが、前者について詳細に検討している議事録を見つけることはできなかった。後者については、1948年7月1日の衆議院本会議で、政党法及び選挙法に関する特別委員会の竹谷源太郎委員がこの点、「著しい山岳地帯」や“冬季積雪すこぶる多量で、交通きわめて困難な地方」と説明している¹⁷⁾。また、竹谷委員は、翌日の参議院の議院運営委員会ではより詳細に、“……この規定の主たる目的は選挙公報がその地方に到底到龍しないという場合に、消極的な意味ではあるが、これを或る程度活用しまして、それが例えばこういう島嶼、ひどい山嶽地帯でおつしやるような場所、或いは裏日本などでたまたま各選挙が行われて積雪が猛烈で交通が非常に至難だ”という場合に、「交通至難の島嶼その他の地」を指すと述べている¹⁸⁾。しかし、「交通至難の島嶼」の意味はやはり明確ではない。

17) 第2回衆議院本会議75号（1948年7月1日）議事録の57番目の発言。

18) 第2回参議院議院運営委員会60号（1948年7月2日）議事録の67番目の発言。

(2) 8条を規定した理由

それでは8条を規定した理由は何なのであるか。この点について、いくつかの議事録からその理由を読み取ることができる。

第一に、1949年9月20日の参議院・選挙法改正に関する小委員会の議事録からである¹⁹⁾。ここで、菊井三郎法制局参事は、「……交通至難の島嶼その他の場所におきまして、この法律を一律に適用するというようなことは、本来予想しておるところであります、事実上止むを得ない場合も生ずるものと思われまので、政令で特別規定を設けるというような措置をしたらどうであろうか。こういうことであります。」と述べる。すなわち、事実上止むを得ない特例中の特例措置としてこのような規定を設けたというのである。

第二に、1949年10月17日の参議院・選挙法改正に関する特別委員会²⁰⁾と衆議院選挙法改正に関する特別委員会の議事録²¹⁾からである。

前者の議事録では、寺光忠法制局参事は、委任の範囲が余りにも広すぎるとする意見に対し、「この第七の規定は現行衆議院議員選挙法、参議院議員選挙法の規定をそのまま取入れただけでございまして、その点につきまして特に考慮いたさなかつたであります。」と答えている。後者の議事録で三浦参事は、「第八（交通至難

の島その他の地において、この法律の規定を適用し難い事項については、政令で特別の定をすることができる）につきましても、衆議院議員の選挙法、参議院議員の選挙法等にもこういう規定がありまして特別の場合の特例の措置でございます」と述べている。

後者の議事録からは、菊井参事が述べた意味合いと同じ部分を見受けることはできる。しかし同日の二つの議事録の中で特に注目したいのは、過去の法律にも同じ規定があったから、そのままその先例を踏まえているという点である。その先例は衆議院議員選挙法と参議院議員選挙法であるという点は共通である。後者の議事録に示される「衆議院議員の選挙法、参議院議員の選挙法等」の「等」の部分は何を含んでいるかはわからないが、戦前の選挙関連の法にも類似の規定が存在していることから、それらを指しているのではないかと推測される。とにかく、この条文を設ける点について何の検討もなかったということが読み取れたのではないだろうか。

(3) 政令の範囲

1948年7月2日の参議院運営委員会において、どのような政令を作るか考えていないのかという門屋盛一議員の質問に対し、竹谷源太郎委員は「そこまでまだ考えておりません」と答えている²²⁾。このやりとりはきっかけとして、門屋議員が法によって演説会の回数制限をされると辺鄙なところではどうしても回りようがなくなってきてしまうことから、衆議院ではこの点について議論がなかったか尋ねることから始まっている。それに対し、竹谷委員は特

19) 第5回参議院選挙法改正に関する特別委員会参議院議員選挙法改正要綱立案に関する小委員会閉7号(1949年9月20日)議事録の61番目の発言。

20) 第5回参議院選挙法改正に関する特別委員会閉16号(1949年10月17日)議事録の42番目の発言。

21) 第5回衆議院選挙法改正に関する特別委員会12号(1949年10月17日)議事録の11番目の発言。

22) 第2回参議院議院運営委員会60号(1948年7月2日)議事録の68-69番目の発言。

別法案の30条の解釈をあげ更に政令に委ねることを提示し、「これは十分政令を作ります場合に研究いたしまして、そういうふうな点を救済したらどうかと考えております」と述べている²³⁾。

法律よりも下位規範である政令に丸投げしていることを問題視する指摘は、1949年10月17日の参議院・選挙法改正に関する特別委員会の議事録において、具体的に見受けることができる。少し長いが重要な部分であるので引用したいと思う²⁴⁾。

鬼丸義齊君 ……この委任の範囲が余りにも広すぎやせんかと思う。というのは、この法律を適用し難い事項については、一切挙げて委任命令の規則なんです。そうしますというと、ここに本法の基本法を定めたならば、この基本法と全然違うものを別な島域あるいは地域において定め得られるようなふうな、余りに広範囲の委任命令の基礎をここに掲げるのはどうかと思う。そこでこの委任命令の基礎を決めるならば、こうしたいいわゆる交通至難の島その他の地における何々の点については政令に定めることを許すということにならなければ、この法律全体の規定を適用し難い事項についてということになりますと、余りに広きに失して別な基本法律が定めることを政令でできることになるとは思います、もう少しこの委任命令の基礎となるべき根拠を特に限定

して置くことはできなかつたでしょうか。

このような指摘は、専門的な論文を引くまでもなく、現在の一般的な法学書であればどこにでも載っている内容であり、日本国憲法が大事にする国民主権にてらしてみれば国民の代表ではない行政の人間にほとんど丸投げの委任をしてしまうという竹谷委員の考え方は問題外である。

3. 公職選挙法8条へ至る系譜

以上見てきたように、これらの議事録からは、「交通至難の島嶼」の具体例を示すものは見つけることができなかつた。そして、当時の制定者たちは、十分な検討も行わず、政令に丸投げしていることも理解できた。従って、現時点の解釈では、先の概説書が示したように、公職選挙法8条に基づいて設けられた政令に示される島嶼がこれに該当するとはしかいいようがないのである。

しかしこの議事録では、先例に基づいてこの条文を設けていることがヒントとして示されていた。従って、次にこの先例をいくつかとりあげて、公職選挙法8条に至る系譜を確認してみることにはしたい。

(1) 1900年衆議院議員選挙法43条

「交通至難の島嶼その他の地」に類似する言葉は、1900年改正の衆議院議員法43条に見ることができる。

島嶼其ノ他交通不便ノ地ニシテ前条ノ期日ニ投票函ヲ送致スルコト能ハサル情况アルトキハ地方長官ハ適宜ニ其ノ投票ノ期日ヲ定メ開票ノ期日迄ニ其ノ投票函、投票録及

23) 第2回参議院議院運営委員会60号(1948年7月2日)議事録の66-67番目の発言。

24) 第5回参議院選挙法改正に関する特別委員会閉16号(1949年10月17日)議事録の41番目の発言。

選挙人名簿ヲ送致セシムルコトヲ得

この規定は1890年施行の衆議院議員選挙法45条の内容を若干改正したものであると考えられる²⁵⁾。しかし、衆議院議員選挙法関連の条文では、「島嶼其ノ他交通不便ノ地」という言葉が使用されているのはこの43条が初めてである。

衆議員議員選挙法43条は前条の42条の例外規定である。すなわち、42条は、投票管理者は投票の翌日までに投票函、投票録、選挙人名簿を開票管理者に必ず送致することと規定している。しかし、交通不便の島嶼やその他の地ではこの期日までに送致することがなかなかできない場合もある。このような場合、地方長官は開票期日より前に適当日（例えば4日前）を見計らって投票期日を設定することができるのである²⁶⁾。小笠原では東京府知事の定めた期日によって一般の期日より十数日前に行った例もある²⁷⁾。

この規定を見る限り、衆議院議員選挙においては、島嶼など交通不便の地に対してそれなりの配慮を加えた上で当該規定が設けられていると考えられる。

25) 45条は以下のように規定する。

「一選挙区内ニアル島嶼ニシテ前条期限内ニ投票函ヲ送致セルコト能ハサル情況アルトキハ府県知事ハ人名簿確定ノ日ヨリ選挙ノ期日マテノ間ニ於テ適宜ニ其ノ投票ノ期日ヲ定メ選挙会ノ期日マテニ其ノ投票函ヲ送致セシムルコトヲ得」

26) 例えば、熊本貫一（林田亀太郎閣）『改正衆議院議員選挙法積義』（明治図書出版・1901）、62-63頁。

27) 溝口雄吾（丸山嵯峨一郎閣）『改正衆議院議員選挙法詳解』（有斐閣・1902）、92-93頁。

(2) 1890年衆議院議員選挙法111条

しかし、1890年衆議院議員選挙法111条を見ると以下のような規定が示されている。

北海道沖繩県及小笠原島ニ於テハ将来一般ノ地方制度ヲ準行スルノ時ニ至ルマテ此ノ法律ヲ施行セス

この規定にあげられている地域は「殖民尚未だ進まず人智も自から内地と異なる」²⁸⁾ ので一般の地方制度に準じさせることができないというのである。三好卷次氏の著書ではより具体的に以下のように書かれている²⁹⁾。

此地方ハ土地人情共ニ未タ内地ト等シキ程度ニ達セサルヲ以テ土地拓ケ人文發達シテ他ノ地方ト同シク市町村制ノ如キ制度ヲ施行シ得ヘキ日ニ至ルマテハ本選挙法ノ施行ヲ停止セサルヲ得ス此レ已ムヲ得サルナリ

すなわち、内地と比べた場合、この地域は土地人情の点で劣っているため、土地が開拓され人文が発達したら、市町村制を施行し、それと同時に本選挙法を施行するというのである。従って、現時点ではその段階に達していないからこのような制限もやむをえないというのである。

この規定は、1900年衆議院議員選挙法においては以下のように改正された規定になっている。

28) 蟻川堅治『日本選挙法実用』（同盟書館・1889）、147頁。

29) 三好卷次『衆議院議員選挙法詳解』（博聞社・1890）、224頁。

110条

北海道及沖縄県ニ於テ本法ノ規定ヲ適用シ難キ事項ニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

111条

本法ハ次ノ総選挙ヨリ之ヲ施行ス但シ北海道（札幌区、小樽区、函館区ヲ除ク）沖縄県ニ付テハ勅令ヲ以テ別ニ施行ノ期日ヲ定ム

熊本貫一氏は、110条について以下のように説明する³⁰⁾。

舊選挙法ノ時代ニ於テハ北海道沖縄縣ハ民土未タ開ケスシテ地方制度ノ設ケサヘナキノ故ヲ以テ全く選挙法ヲ施行セサリキ然レモ今日ニ於テハ最早頗ル開明ニ趣キ内地ト等シク代表者ヲ選出セサルヘカラサルノ時運ニ到来シタルヲ以テ此等ノ土地ニモ亦内地ト等シク本法ヲ施行スルコト、セリ然レトモ此等ノ土地タル未開ノ風ヲ脱シタルハ實ニ晩近ノ事ニシテ風俗慣習等モ亦内地ト異ナルガ故ニ或ハ本法ノ規定ヲ適用シ難キ事項モアルヘシ故ニ本條ハ夫等ノ事項ニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得トセルナリ……

簡単にまとめてみよう。旧選挙法の時代においては、北海道沖縄県は民度がまだ開けていなかったため、地方制度もなく選挙法も施行しなかったが、現在、内地と等しい状況になってきたからここにも選挙法を施行することになった。ただし、未開の状態から脱してこのような状況になったのはまだ最近のことであるし、風

俗慣習なども内地と異なる点があるから、本法の規定を適用しにくい事項もあるだろう。だから、それらの事項については、別に勅令を設けて定めるというのである。

因みに、これは北海道全体を指すのではなく札幌小樽函館は内地と変わらないから除外されている（111条）。

この点、長尾景徳氏は111条の説明について以下のように記す³¹⁾。

……此等ノ土地ハ文化未タ洽カラサルヲ以テ其ノ必要ナシタルニヨル而シテ今日モ猶ホ其ノ施行ヲ必要トスルノ時運ニ達セサルモノトシ将来必要ノ生シタルトキ勅令ヲ以テ別ニ施行期日ヲ定ムルコト、セリ……

この文献では、先の文献とは少し捉え方が異なった言い方として、これらの土地は大日本帝国の文化がまだ浸透していないことを理由にまだ時運に達していないと述べている。

(3) 二つの系譜

以上から、二つのことが理解できた。一つは、一定地域に一応理解を示す条文の存在、そしてもう一つは、一定地域に理解を示さない条文の存在である。実は、これらの二面性を持つ条文の存在は、1925年に改正された衆議院議員選挙法、そして戦後の法にも引き継がれていると考えられる。

悪名高き治安維持法と抱き合わせて成立施行された1925年の衆議院議員選挙法は、関係する条文が三つある。

31) 長尾景徳等（織田万関）『改正衆議院議員選挙法正解』（講法会・1902）、199頁。

30) 注26の文献、127頁。

36条

島嶼其ノ他交通不便ノ地ニシテ前條ノ期日ニ投票函ヲ送致スルコト能ハサル情況アルト認ムルトキハ地方長官ハ適宜ニ其ノ投票ノ期日ヲ定メ開票ノ期日迄ニ其ノ投票函、投票録及選挙人名簿ヲ送致セシムルコトヲ得

これは1889年の衆議院議員選挙法45条、そして1900年の衆議院議員選挙法43条からの系譜であることがわかる。実際、43条とほとんど文言が変わっていない。

文言が変わったのは以下の2つの条文である。

146条

交通至難ノ島嶼其ノ他ノ地ニ於テ本法ノ規定ヲ適用シ難キ事項ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

150条

本法ハ東京府小笠原島並北海道府根室支廳管内占守郡、新知郡、得撫郡及色丹郡ニハ當分ノ内之ヲ施行セス

150条を最初に見てしまった私は、その規定の示す範囲が以前に比べ北海道の中でもかなり狭くなったという率直な感想を持った（小笠原が再び付け加わっているが）。しかし、146条の適用範囲を見てみるとそれはあらゆる地に該当する可能性のある規定に代わっている。これは、1900年の衆議院議員選挙法110条の具体的限定地域の文言から抽象的な地域に文言が変更させられただけなのである。ここに初めて、悪い意味でなじみのある「交通至難ノ島嶼其ノ他ノ地」という言葉が登場するのである。

更に、例えば1946年12月4日の貴族院本会議では、議論された参議院議員選挙法案の中に

も以下の条文を見ることができる³²⁾。

25条

島その他交通不便の地について、投票の当日に投票箱を送致することができない状況があると認めるときは、都議会議員選挙管理委員会又は道府縣議会議員選挙管理委員会は、適宜にその投票の期日を定め、開票の期日までにその投票箱、投票録及び選挙人名簿を送致させることができる。

92条

交通至難の島その他の地においてこの法律の規定を適用し難い事項については、命令で特別の規定を設けることができる。

25条は、1900年衆議院議員選挙法43条と1925年衆議院議員選挙法36条からの系譜であり、92条は、やはり1900年衆議院議員選挙法110・111条と1925年衆議院議員選挙法146・150条から受け継いでいると考えられる。

現在の公職選挙法においては、前者からの系譜はなくなり、公職選挙法8条においてこれらの内容は政令で定めうるものとされた。言うまでもなく、後者からの系譜が残されたことになる。文言通りより厳密に解釈すれば、幅広い地を指すと考えられる「交通不便の地」は適用対象ではなくなり、より限定的な意味合いを持つ「交通至難」の地に適用対象が限定されるようになったと捉えることもできる³³⁾。しかし、

32) 第91回貴族院本会議5号（1946年12月4日）議事録。その他、第91回衆議院本会議13号（1946年12月19日）議事録。

33) この点、へき地教育について考える議論で、へき地の定義を限定的なものにしないようにするために“交通至難”と“交通困難”を種別する争点があった。衆議院文部委員会26号

これとて具体的な地域が対象として扱われているものではない以上、政令制定者の感覚に委ねられる可能性が高い。

ここでもう一度考えなければならないのは、1949年10月17日の参議院・選挙法改正に関する特別委員会で寺光忠法制局参事が答えた言葉と衆議院選挙法改正に関する特別委員会の議事録にて三浦参事が答えた言葉³⁴⁾である。前者は、「この第七の規定は現行衆議院議員選挙法、参議院議員選挙法の規定をそのまま取入れただけでございまして、その点につきまして特に考慮いたさなかつたであります。」と答え、後者は、「第八（交通至難の島その他の地において、この法律の規定を適用し難い事項については、政令で特別の定をすることができる）につきましては、衆議院議員の選挙法、参議院議員の選挙法等にもこういう規定がありまして特別の場合の特例の措置でございます」と述べている。

今までの内容を踏まえた上で、彼らの言葉を解釈すると次のように言える可能性はないだろうか。すなわち、第一に、公職選挙法8条の規定は先例をふまえてそのまま取り入れたと。そして第二に、それは文字だけでなく先例の制定意図もふまえて取り入れたとも。

現行の日本国憲法の国民主権下でこのような読み込みは行き過ぎという批判もあるかもしれないがしかし、現にその憲法体制時に青ヶ島では1956年まで選挙権行使が停止されていたわけである。更に実は、衆議院議員選挙法110・111条の制定意図である風俗習慣の違いや民度を理由として法適用を回避したり制限する事例は、本稿でとりあげた青ヶ島、そして伊豆諸島

にも存在したのである。

4. 戦前の伊豆諸島の島嶼制度と選挙権

それでは、それらを理解する資料を見て検討していくことにしよう。

(1) 伊豆諸島・小笠原諸島における選挙権・被選挙権？

『文書類纂 昭和十五・十六年 第永久種 第四類地方行政第二節行政監督』内の「島嶼制度改正ニ就テ」には、1940年までの伊豆諸島・小笠原諸島の島嶼制度についてこうまとめられている³⁵⁾。

管下伊豆七島及小笠原島ニハ府縣制第三百三十八條ノ規定ニ基ク府縣制施行令第五十六條ニ依リ府税ノ賦課及府會議員ノ選挙権並ニ被選挙権ナク他方町村制ニ於テモ第五百五十七條ノ規定ニ基ク明治二十二年勅令第一號ニ依リ之ガ施行ヲ見ズ之ニ代ルベキ島嶼町村制ハ明治四十一年大島、八丈島ニ大正十二年利島、新島、神津島、三宅島及御蔵島ニ施行セラレタルモ八丈支廳管下小島、青ヶ島、鳥島及小笠原島ニハ法律ニ根拠ヲ有スル自治制度ヲ存セズ單ニ名主或ハ世話

35) ここで取り上げた『文書類纂』に所収されている多くの資料は、伊豆諸島の多くの島が1940年に、島民の様々な選挙権を制限する島嶼町村制から解放され、町村制に切り替わる上での重要な資料である。これ以前にも様々な資料があるが、本稿では一つのキーポイントになるこの資料に限定して整理・検討することにする。明治期の資料を丹念に検討する文献として、高江洲昌哉『近代日本の地方統治と「島嶼」』（ゆまに書房・2009）

(1954年4月20日) 議事録と同委員会29号
(1954年4月30日) の議事録。

34) 注20と21の議事録。

掛ノ下ニ寄合規約ヲ設ケ村治ニ當レリ……

この短い文には、明治以後、府県制や町村制において伊豆諸島と小笠原諸島がどう位置づけられてきたか、そして各島毎に扱いが異なる点もあわせて理解することができる。しかし本稿で注目したいのは、「府縣制第三百三十八條ノ規定ニ基ク府縣制施行令第五十六條ニ依リ府税ノ賦課及府會議員ノ選挙權並ニ被選挙權ナク」の部分である。読んで字の如く、伊豆諸島・小笠原諸島では府會議員の選挙權・被選挙權がなかったのである。

そして、これは以下の東京都制施行令（昭和十八年勅令第五百九号）の第116条第1項に受け継がれていく。

伊豆七島中小島及鳥島並ニ小笠原島中北硫黄島、南硫黄島、南鳥島、中ノ鳥島及ノ沖ノ鳥島ニ於テハ都議會議員ノ選挙ニ関スル規定ハ當分ノ間之ヲ適用セズ

戦後選挙権行使の機会を奪われた青ヶ島がこの地域に入っていないのは意外であるが³⁶⁾、まさしく町村制を施行しない地域が伊豆諸島・小笠原諸島中規模が少なくなったがそれに該当する島々はそのまま都議會議員選挙に参加できない規定になっている。これはなぜだろうか。

36) 伊豆諸島東京移管百年史編さん委員会『伊豆諸島東京移管百年史上巻』（東京都島嶼町村会・1981年）、718頁は、詳細な説明はないものの、この条文と青ヶ島の有権者に適用された公職選挙法施行令147条の連続性について指摘する。私自身もこの考えに賛成するが、その理由は後述する。

(2) 1940年島嶼制度改正理由

この点、『文書類纂 昭和十五・十六年 第永久種 第四類地方行政第二節行政監督』内の「島嶼制度改正理由」は以下のように述べる。

……八丈島中小島（宇津木村、鳥打村）及鳥島ハ其ノ人口二四人乃至一九五人ノ少数ニシテ八丈本島トノ交通モ僅ニ一ヶ月一回ニ過ギズシテ之等諸島ニ對シ府縣制並ニ町村制ヲ施行スルハ府會議員選挙及府税徴収其ノ他制度施行上時期尚早ト認ム、又小笠原島中北硫黄島及南鳥島ニ於テモ人口僅ニ五人乃至百人ニ滿タズ交通モ極メテ不便ナルヲ以テ八丈支廳管内小島及鳥島ト共ニ當分ノ間從前ノ例ニ依ルヲ適當トス

この資料が述べているのは、要するに、これらの地域は①人口が少ないこと、②交通が発達していないこと、を理由として府県制・町村制施行地域から除外されるというのである。

逆に、同じ伊豆諸島・小笠原諸島内において、その他の島々が府県制や町村制を施行されるようになった理由は何なのだろうか。先の「島嶼制度改正理由」では、“①島嶼ニ於ケル自治訓練ノ充實セルコト、②教育ノ普及徹底セルコト、③商業ノ發達セルコト、④島村民ガ制度改正ヲ熱望セルコト”の四点をあげている。

理由①「島嶼ニ於ケル自治訓練ノ充實セルコト」は、伊豆七島に限定して述べられているが³⁷⁾、名主制度時代も含め島治制度が設け

37) 政治用語で伊豆七島という用語は、①属島を含まない七つの島を指す意味、②伊豆諸島全体を含む意味で用いられる。しかしこの資料では、属島である八丈小島は排除されているが恐らく青ヶ島は含まれていると考えられるので、ここではどちらの意味も該当しない。

られてから50年以上、島嶼町村制が施行されてから30年以上経過し、これらの特殊制度の下に自治行政を行ってきたが、現在、自治権の完全なる付与を要望してやまなくなっていること、すなわち、それは現在に至るまでの長い期間を隔てて各自の経験により生じた信念であり自治訓練の充実せる証左となるというのである。また、衆議院議員選挙法が施行されて50年間訓練を重ねてきたこと、そして、役場事務も本土町村と何ら差異なき成績を収めていることもあげられている。

理由②「教育ノ普及徹底セルコト」は、伊豆七島と小笠原島において、初等教育の普及充実が著しいこと、各村に青年学校が設置され青年の訓練が行われるようになったこと、青年団や教育会の組織が島民の教育向上に努めたことなどから、教育の普及の度合いが著しいものとなったとしている。

理由③「商業ノ發達セルコト」は、伊豆七島や小笠原島において、主要産業は農漁業で副産業が畜産業・林業・養蚕業であるが、ここ五年間の島内交通の急速な発展と良き指導による進歩により、府下三多摩郡の一戸当たりの生産額と対比しても遜色なくなってきたことをあげる。そして、温暖な気候であり近海が好漁場を有しているため、現在の島村財政だけでは十分な発達を図ることはできないから、島民による府費の負担と同時に府費を以てこれらの産業発展のための施設を作ることが最も緊要の課題であるとしている。

理由④「島村民ガ制度改正ヲ熱望セルコト」は、現行島嶼町村制下にて公民権や選挙権の著

しき制限を受けて本土町村民に比べ甚だしく差別的取扱いは受けているが、各島の自治、産業、教育、交通等本土町村となら劣る所はないため、完全なる府民としての権利を享有し義務を負担することを熱望し繰り返し陳情や請願を提出したことにあるとする。

なるほど、除外された島々はこれら四つの理由にも該当しない部分があるから、除外されたのであるという風にも読み取れる。この点、先の『文書類纂』所収の「八丈島ノ一部及小笠原島ノ一部ニ對シ當分ノ間府縣制並町村制ヲ施行セシメサル理由」には、除外された地域がなぜ除外されたのか、先の理由（①人口が少ないこと、②交通が発達していないこと）に加えより細かな理由が書かれているのでこれも紹介したい。

例えば、八丈小島や鳥島は従来島嶼町村制が施行されず“名主及寄合規約”の下に村治を行ってきたこと。北硫黄島や南鳥島は「人口僅カニ五人乃至百人足ラズ本土トノ交通ハ極メテ不便ノ状況ニシテ到底一村ヲ形成スルノ資力無キモノト認ムル」と述べられており、村を形成するレベルではないことが理由となっている。

除外された地域においても、四つの理由に該当する地域はあると考えられるし、逆も考えられる。いまいち基準がよくわからないのがこれらの資料を読んだ私自身の感想である³⁸⁾。また、八丈小島が名主制度を長い間行ってきたから町村制や府県制を施行しないというのは、国や府の無関心が引き起こしたことであって、それを八丈小島の村民に責任転嫁する発言はいか

38) あくまでも仮説の域を出ないし今後の検討が必要があるが、これらの地域の分類は来る本土決戦に備えるための防衛拠点になりうるか否かがポイントだったのではないかと私は推測している。

但し、青ヶ島はこの当時まだ名主制度であったので、村長や収入役を配置する役場事務の部分は該当しないと考えられる。

がなものかとも思う。

ともかくにも、この結果の一部として先述した東京都制施行令116条1項のような規定が設けられるのである。これらの地域が選挙に参加できなかった理由の一つは、1900年衆議院議員選挙法110条・111条等と同じく、やはり民度や文化の発達なのである。

終わりに

青ヶ島の事例を皮切りに公職選挙法8条の系譜を検討してきた。公職選挙法8条が何の考査もなく先例に従って規定されたことから、衆議院議員選挙法や町村制・府県制の考え方がどの程度反映されているのかわからない。そのまま受け継がれているとすれば、現在、港湾整備が滞り、産業も停滞化している（あるいは、せざるをえない）、その結果、島民が内向化している（内向化せざるをえない）島嶼はかなり危険な状況にあるといえる。本来、島の発展は内部からの力も無論必要であるが、本土に比べ、島民数の少なさ、島民から集められた税金額の少なさ、海上という逃げ場のない立地条件等から、都道府県レベル、そして国レベルの助力がなくては難しい部分があるのである。それを無視して、青ヶ島の有権者たちを排除した公職選挙法施行令147条は、一定地域に対する権力者側の無理解・無関心の視点を取り入れた条文の系譜を受け継いだといえる。というのも、1947年の「東京都制施行令の一部改正に関する件」（勅令第59号）は、東京都制施行令116条1項に青ヶ島が付け加わり、先の地域プラス青ヶ島は交通その他の事情から現状においては東京都長官及び東京都議会議員の選挙を行うことができないとしているのである。すなわち、交通事情だけに留まらず、“その他の事情”も

踏まえた上で選挙権が行使できないとしているのである³⁹⁾。従って、公職選挙法施行令147条は突然現れた規定ではなく、明治以来の長い系譜を持った上で作られているのである。

仮に、この系譜を現在の公職選挙法8条も受け継いでいるとすれば（そもそもこのような政令に丸投げの条文が存在すること自体問題であるが）、青ヶ島学術調査団が提示した調査報告⁴⁰⁾が重要な示唆を与えてくれると考えられる。この調査報告は、青ヶ島の有権者たちが1956年の参議院議員選挙に参加できる一つのきっかけを作ったものである。

この調査団は自らの調査報告をまとめるのみならず、結語の部分で、単なる学術的な価値に留まらず「実際に行政面その他の上に反映され具体的に資源の開発、生活の改善等を通して、住民の幸福の為に役立つことを我々は深く念願するものである」⁴¹⁾と述べている。更に続けて、比較的容易に実現可能でありその効果が必ず島

39) この点に対する先駆的業績は、菅田正昭「14 公職選挙法施行令（昭和25年5月1日施行）第147条について」『でいらほん通信』〈<http://www.yoyo.ecnet.jp/SUGATA/KAZ/KA14.html>〉（2010年11月22日現在）

40) 彼らは、「交通の便も悪く、狭い島内の極めて限られた環境の中で人々がどのような生き方をしているかという問題について、身体の面を中心として、その生命を支える生活の面に現れている様々の処置や工夫を明らかにし、又現在の状態を真に理解する為に知らなければならぬ過去の状態をも特に留意して調査」するために、青ヶ島に1954年に調査にきた。青ヶ島学術調査団「青ヶ島調査報告第1集」（1955）（1990年10月8日、近藤四郎（大妻女子大学人間生活科学研究所）が編集したものを参照）、101頁。

41) 注40の文献、101頁。

の将来を明るくすると確信できる項目を三つあげている。第一に、選挙権行使の実現⁴²⁾、第二に、定期船の寄港を確実にすること⁴³⁾、第三に、農業指導員を島に派遣し、農業技術の改善をはかり、移出品として更に有利な産物の生産の道を開くこと⁴⁴⁾、である。そして、最後

の締め括りとして以下のように述べる⁴⁵⁾。

島では、港湾の建設を熱望しており、今迄も再三陳情を繰り返しているのであるが種々の点でその実現は困難な模様である。調査団としては、少なくとも現在の施設の補修が実現されることは、もとより望ましいが、例え今の儘であっても、兎に角船が定期的に寄港し、それにとまって島の産業の興ることが先決問題であると思う。

この部分は、青ヶ島だけでなく島嶼を緊急に救済する一つの提案がなされていると考えられる。しかし、現在に至っても当時と関わらず、島嶼側からの訴えが無視されるケースは多い。これらの訴えが島民の必要最低限度の生活保障につながるにもかかわらずである⁴⁶⁾。従って、上記の提案は、現在日本に数千存在する離島を考えるにあたって今もなお重要な問題を提起しているのではないだろうか。

最後に、事実関係をふまえた上でもう一度、選挙権が停止され続けた流れを整理してみよう。

- (1段階目) 島嶼側から請願陳情が繰り返し行われている。
- (2段階目) それに対して、国側・都道府県側は何らかの対策を打たない。
- (3段階目) 結果、ますます島嶼及びそこで生活する島民は孤島化・孤立化してしまい、彼らの生活が繰り返

42) 「今春の総選挙には、今迄この島では行使出来なかった選挙権を是非とも行使できるようにすることである。従来船便のためにこれが許されなかったのであるが、最近ではヘリコプターも発達し、その到着可能なことは今回の調査で明らかにされたところである。兎に角、国民の基本的な人権である選挙権の行使については、万難を排して便宜を講ずべきことはいうまでもない。」注40の文献、101頁。

43) 「勿論、天候の事情によって島の近くの船が行ったとしても、島との連絡が不可能なことであるが、月に一度は必ず寄港するよう特に汽船会社並びに関係官庁に積極的な配慮を希望したい。現在住民の主要な現金収入源である木炭は最適期の移出が不可能で、いたずらに俵をくさらせている現状であって、これでは、住民の生産意欲の低下も当然と云わねばならない。又主食、煙草其の他の移入物資にしても、島内の価額は、船の来航如何によって著しい変動をおこすばかりでなく、その欠乏は人心に影響するところ極めて甚大である。勿論、今の状態では、たとえ船が毎日寄港したとしても、汽船会社が経済的に引き合うような産物が島にあるわけではない。しかしながら船が定期的に来るという条件が備わってはじめて住民の生産意欲は向上し、産物としても木炭以外に更に便利なものが生産されるようになるにちがいないのである。」注40の文献、101頁。

44) 「具体的には種々の問題が考えられるが、さし当たって、現在おびただしい被害を蒙っている野ねずみ及び害鳥の駆逐、牛、豚、鶏等の品種改良、優秀な家畜飼料の移入等は、早急に比較的容易に効果をあげ得るものと思われ

る。」注40の文献、101頁。

45) 注40の文献、101頁。

46) 実際、青ヶ島では従来食糧確保がより困難であり、緊急時には空輸（食料等の荷物を島に投下）する方法がとられた。

返し脅かされ、民度が下がり異なる文化がますます展開されていくようになる。

(最終段階) 結果、法レベルにおいて異質な存在として選挙権行使を停止し続けさせられる……

当時の文献や資料では、町村制が施行されない地域にのみ問題がある書き方をしていたが、ここには国側のこれらの地域に対する生存権確保の視点が欠如していたのである。公職選挙法8条を検討することは、すなわち、離島振興の話にも派生していくのである。

謝辞（敬称略）

本稿を書く上で、直接的なやりとりから電話、メールでのやりとりも含めて以下の方々に世話になった。この場を借りて改めてお礼を言わせて頂きたいと思う。

青ヶ島村役場の方々、伊藤宏（八丈島歴史民俗資料館）、菊池まり（南海タイムス）、笹本直衛、佐藤克彦（青ヶ島村教育委員会教育長）、柴山孝一（大島町郷土資料館）、藤井伸、菅田正昭、高津勉、藤井工房。その他、資料を調べている間、お茶を出してくださったり、資料の持ち運びなどお手伝いをして下さった方々、名前はわからないがこれらの方々にも感謝したい。